平成２２年（フ）第３４８０号
大阪市東淀川区東中島３丁目11番３―202号
債務者　松重　路子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４８２号
大阪府豊中市長興寺北３丁目３番７―205号
債務者　中家　仁子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４９１号
大阪市西成区聖天下２丁目５番７号、住民票上の住所和歌山県海南市冷水194番地３
債務者　中東　加菜
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５０７号
大阪府門真市元町３番18―802号
債務者　西田　加代
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５１３号
大阪府高槻市富田町２丁目７番24号　高槻市営富寿栄住宅15棟508号、住民票上の住所大阪府高槻市富田町２丁目18番14号
債務者　根来　由美
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５２０号
大阪市浪速区難波中３丁目17番18号　エマーブルナンバ602号
債務者　大月　元美
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３号
北海道名寄市大通北３丁目９番地
債務者　逢坂　清彦
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２２年（フ）第１０号
稚内市萩見４丁目９番５号
債務者　石田　英樹
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２２年（フ）第９５号
埼玉県北葛飾郡松伏町田中３丁目17番地５
債務者　柳橋惠美子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７８号
新潟県長岡市中島３丁目３番７号
債務者　高橋　京子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第８１号
新潟県柏崎市松波３丁目６番３―305号　県営松波町住宅３号棟
債務者　吉川紀代子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第８４号
新潟県柏崎市長浜町２番23号、住民票上の住所新潟県柏崎市西本町３丁目12番33号
債務者　戸板　謙輔
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第３６号
岡山県倉敷市玉島勇崎676番地３
債務者　川原　和子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第９７号
岡山県倉敷市玉島3119　ムーントピアＢ201号、住民票上の住所岡山県笠岡市十一番町13番地２
債務者　山下　佳代
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１５３号
岡山県総社市中央１丁目10番24号
債務者　甲谷　昌義
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１６６号
岡山県笠岡市生江浜605番地10
債務者　森田　玲子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１６８号
岡山県倉敷市西中新田94番地10
債務者　立藤　健一
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１８１号
岡山県都窪郡早島町早島1527番地
債務者　三浦　淳平
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係